

感想文回答



ここでは、2014年度後期自治委員会総会に参加者に配付した感想文用紙へ寄せられた質問・意見に対する学生自治会からの回答を掲載しています。

—決議案または決議案提議に対する質問への学生自治会からの回答—

Q.
要望・提案したことについての学校からの返答が文書としてあるのであれば、公開してほしいです。どのように伝え、どのように返ってきたかは知りたいです。

A.
「どのように伝え、どのように返ってきたか」というご質問について、昨年度は要望書説明会を行い、要望書を提出する際に大学執行部に対して学生の実情を直接説明しました。大学からの回答については、『NASCA』に掲載し、学生自治会ウェブサイトからも閲覧できるようにしました。また、大学執行部に対し回答についての質問・意見を出来る要望書公開回答も開催しました。本年度の要望書についても上記の様に要望書説明会を行い、要望書公開回答を開催する予定となっています。

Q.
「Twitter」での情報発信にどれほどの意味があるのか。フォロワーが少なくでは何の意味もない。事実、私は自治会のアカウントの存在を知りません。フォロワーを増やす活動はしないのか。

A.
学生自治会では、『NASCA』やウェブサイトでも情報宣伝を行っておりますが、『Twitter』には即時性がある、拡散機能があるなどの利点があり、速く広く情報を伝えることに関して特に有効な情報宣伝手段であると考えます。
学生自治会のアカウントは『NASCA』の裏表紙や学生自治会ウェブサイトに記載していますが、ご意見を踏まえ、より多くの方に学生自治会のアカウントを知って頂けるようさらに周知を行っていきます。

Q.
りんくうキャンパスにおける活動がやや希薄であったように感じました。特に要望もないのであれば、それでよいのですが、その辺りについても記述があればよかったです。

A.
学生自治会では、中百舌鳥キャンパス同様、りんくうキャンパスにおいても意見箱などを用いた情報収集や、『NASCA』の配付などによる情報宣伝を行っています。また、意見箱に投函された要望・意見などについては、適宜大学や生協に伝えていきます。今後もしりんくうキャンパスにおいて、新たな要望や改善すべき点などがあれば、適宜活動を行っていきます。

—要望書案または要望書案提議に対する質問への学生自治会からの回答—

Q.

・教育福祉学類も何度も実習があるので、交通費の支給がなぜりんくうキャンパスにのみ限定されているのか、気になった。回答をもらいましたが、聞きたかったことについての答えにはなっていないように思う。

・要望書案、皿りんくうキャンパスに関する要望(5)キャンパス外での実習にかかる交通費の補助を行うことについての質問、「学外への実習についての交通費の補助について、りんくうキャンパスに限る理由」についての回答で、「獣医からの要望が多数あったため」とあったが、りんくうキャンパスに限らず、なかもず、はびきのキャンパスについての補助も行ってもよいのではないか、という質問者の意見に聞こえた。この意見についても考えてもらいたい。

A.

今回の要望アンケートにおいて、獣医学類の学生からの回答のうち半数近くから学外実習の交通費に関する要望が寄せられ、切実な要望であると判断したため要望書案において獣医学類を対象としました。しかし意見が多いため要望書案に記載した、少数の意見は排斥したというわけではありません。要望アンケートに寄せられた要望・意見の数に関わらず、切実であると判断した要望は要望書案に記載しました。

また、「なかもず、はびきのキャンパスについての補助も行ってもいいのではないか」という意見について、今回の要望アンケートでは、獣医学類以外の学生から学外実習の交通費に関する要望・意見は寄せられませんでした。学生自治会は学生のよりよい学生生活のために活動していますが、活動の原点は「学生の声」です。大学側に要望の実現を働きかけるうえで、特に重要なことは、学生が実際にその要望の実現を必要としていることであると学生自治会は考えます。したがって、今回の要望では獣医学類(りんくうキャンパス)を対象としました。

Q.

基本的に要望書の内容というのはどのように選ばれているのでしょうか？1231通もの要望は、全て、この5つの要望に収束しているのでしょうか。少し気になったので書かせて頂きました。

A.

要望書案に記載する内容は、それらの要望・意見をもとに中央執行委員会で話し合いを行い決定します。

要望アンケートには要望書に掲載した要望の他にも様々な要望・意見が寄せられており、1231通すべての要望・意見が5つの要望に集約していたというわけではありませんが、要望書案に掲載されなかった要望・意見についても、大学に対するものは意見集としてまとめて大学へ提出します。また、学生自治会に対する要望・意見は、適宜活動の参考にします。

Q.

授業料減免制度について、成績基準を撤廃することは不妥だと思えます。一応、大学時代は勉強がメインなので、こういう奨励制度がなかったら、やる気がなくなるかもしれないです。ここでは、所得により20名、成績により20名、合計40名以下(重なる人もいるかもしれない)の人が減免できる。成績がとていいのに、所得は普通の人には不公平だと思っています。

A.

授業料減免制度というのは、「学業優秀と認める者で、やむを得ない事情により授業料の納付が困難な場合には、授業料を減額または免除する制度」です。

減免制度を受けるには、成績基準と所得基準の両方を満たす必要があります。成績基準とは、学類・学科、または入試成績の「上位1/2以上」を指します。一方、所得基準とは、「所得認定額が最低生活費の1.3倍以下」を指します。(詳しくはP.12をご覧ください)

成績基準は約1/2の学生が満たすことができます。一方で所得基準は、ご指摘の「普通の人」が一般的な所得の家庭であるとすると、条件を満たさないと考えられます。

以上より、成績上位1/2以上であれば誰でも減免を受けることができるというわけではないため、授業料減免制度とは成績優秀者の奨励制度ではなく、経済的に困窮している学生のための制度であると学生自治会は考えます。したがって、今回の要望内容を成績基準の撤廃としました。

—中間会計報告に対する質問への学生自治会からの回答—

Q.

- ・多くの項目が予算よりも下回っており、予算案の見直しを図るべきだと思った。
- ・全体的に予算に対して執行率が低すぎるように思うのですが、後期には執行されるのでしょうか。

A.

学生自治会の予算は、6月1日から翌年5月末まで、1年をかけて執行されます。

今回の自治委員会総会での報告は、2014年6月1日から11月26日までの会計だったため、現段階では執行されていないものもあります。(詳しくはP.13-14の中間会計をご覧ください)

Q.

もっと透明化してほしいです。学生ひとりひとり知る権利があると思えます。

A.

自治会室へお越しいただければ、担当者が在室の場合、明細書などの資料をお見せしながら説明いたします。

Q.

友好祭実行委員会と白鷺祭実行委員会の援助費の予算配分はどのように行われていますか。

A.

援助金に関しては、それぞれの団体の会計担当の方との話し合いを通して決定しています。

Q.

交通費とはどのようなときに利用するのでしょうか。

A.

昨年度の会計の場合ですと、入学式・クラブ紹介が学外で行われたため、交通費を執行しました。今年度も必要に応じて執行する予定です。

—その他の質問への学生自治会からの回答—

Q.

なんでお金をおさめてるのに代議員になれないんですか？選挙権ほしかったです。不平等です。

A.

学生自治会に加盟している方は、自治委員会総会において代議員になることができます。ただし代議員は所属・学年ごとに定数が決まっています。そのため、所属・学年の代議員が定数に達した場合、学生自治会に加盟している方でも評議員として参加していただきます。ご了承ください。

Q.

- ・毎年若干時間がおすので、改善していたのでよかったです。少し長く感じました。
- ・いつもよりスムーズに開会出来ていたなので、よかったですと思います。
- ・開場から開会までの時間と、全体のタイムテーブルにおける予定時刻とのずれが大きい。

A.

前回までの自治委員会総会の際に感想文用紙に寄せられた意見では、「毎回受付の混雑で開会時間が延長しているため、タイムテーブルを見直すべき」といった内容が多く寄せられていました。そのため、今回の自治委員会総会では、タイムテーブルを再度見直し調整を行いました。その結果、予定時刻の通りに開会することができました。

しかし、開会以降はタイムテーブルの予定時刻とずれが大幅に生じたため、今後も予定通り自治委員会総会を進行できるよう検討していきたいと考えています。



**多くの貴重なご意見ありがとうございました！
寄せられた意見を参考に、学生自治会はこれからも
みなさんのよりよい学生生活の実現に努めます！**



御詫び

『NASCA vol.44 2014年度後期自治委員会総会情宣号』において、「府市大統合問題に関する現時点までの流れを、次回の『NASCA vol.45』に掲載します」と記載しておりましたが、紙面の都合上、当記事の掲載は延期とさせていただきます。誠に申し訳ございません。

